

三朝町告示第51号

平成23年第 6 回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年 6 月 1 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 期 日 平成23年 6 月13日

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞

吉 田 文 夫

遠 藤 勝太郎

松 村 修

知久馬 二三子

杉 原 憲 靖

藤 井 克 孝

福 田 茂 樹

平 井 満 博

横 木 文 雄

山 田 道 治

牧 田 武 文

○応招しなかった議員

な し

第6回 三 朝 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第1日）

平成23年 6 月13日（月曜日）

議事日程

平成23年 6 月13日 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 報告第 2 号 平成22年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 平成22年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 陳情の委員会付託
- 陳情第 2 号 拡大生産者責任（E P R）及びデポジット制度法制化を求める意見書採
択の陳情
- 陳情第 3 号 中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情
- 陳情第 4 号 町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関す
る陳情
- 日程第 6 議案第46号 平成23年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第47号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第48号 三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定につい
て
- 日程第 9 議案第49号 三朝町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第10 議案第50号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第11 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第12 議案第52号 定住自立圏形成協定の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 2 号 平成22年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3 号 平成22年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 行政報告

日程第 5 陳情の委員会付託

陳情第 2 号 拡大生産者責任（E P R）及びデポジット制度法制化を求める意見書採
択の陳情

陳情第 3 号 中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情

陳情第 4 号 町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関す
る陳情

日程第 6 議案第46号 平成23年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第47号 三朝町税条例の一部改正について

日程第 8 議案第48号 三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定につい
て

日程第 9 議案第49号 三朝町公共下水道条例の一部改正について

日程第10 議案第50号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

日程第11 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

日程第12 議案第52号 定住自立圏形成協定の変更について

出席議員（12名）

1 番 清 水 成 眞

2 番 藤 井 克 孝

3 番 吉 田 文 夫

4 番 福 田 茂 樹

5 番 遠 藤 勝太郎

6 番 平 井 満 博

7 番 松 村 修

8 番 横 木 文 雄

9 番 知久馬 二三子

10番 山 田 道 治

11番 杉 原 憲 靖

12番 牧 田 武 文

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 石 井 秀 己 事務局長補佐 ————— 山 中 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	吉 田 秀 光	副町長	—————	森 脇 光 洋
会計管理者	—————	松 原 茂 隆	総務課長	—————	朝 倉 聡
財務課長	—————	大 村 哲 也	税務課長	—————	石 原 伸 二
企画観光課長	—————	松 浦 弘 幸	農林課長	—————	早 苗 睦 巳
町民課長	—————	山 根 猛 昭	建設水道課長	—————	岩 山 靖 尚
健康福祉課長	—————	前 田 敦 子	総務課地域づくり担当参事	—————	吉 田 弘 幸
総務課危機管理担当参事	—	松 原 照 宗	農業委員会事務局長	———	真 嶋 峰 和
教育委員会委員長	—————	山 本 邦 彦	教育長	—————	山 口 博
教育総務課長	—————	遠 藤 英 臣	生涯学習課長	—————	山 根 智 美
生涯学習課参事	—————	平 井 文 彦	農業委員会会長	—————	安 藤 雅 啓
代表監査委員	—————	和 泉 澤 吉	国民宿舎事業管理者	———	知久馬 孝 紀

午前１０時０３分開会

○議長（牧田 武文君） ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより平成２３年第６回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（牧田 武文君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第１１８条の規定により、１１番、杉原憲靖議員、１番、清水成真議員を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（牧田 武文君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から１７日までの５日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から１７日までの５日間と決定いたしました。

５日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程表のとおりにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、５日間の日程は、日程予定表のとおり決定いたしました。

_____・_____・_____

日程第３ 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第３、諸般の報告を行います。

報告第２号、平成２２年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第３号、平成２２年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 報告第２号及び報告第３号の２件の繰越明許費繰越計算書につきましては、いずれも平成２２年度内での工事等の完成が見込めないとして、繰越明許費の議決を得て、予算の一部を平成２３年度に繰り越して完成させることとしました一般会計の７事業並びに下水道事業特別会計の１事業について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、それぞれ繰越計算書を調整しましたので、同項の規定により、本議会に報告するものでございます。

よろしく御理解を賜りたいと存じます。

_____・_____・_____

日程第４ 行政報告

○議長（牧田 武文君） 日程第４、行政報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 行政報告を申し上げます。

初めに、三朝温泉を舞台にした映画「恋谷橋」が完成し、鳥取県内での先行上映が始まりました。

た。

上映初日の6月4日には、倉吉市と日吉津村の映画館で、主演の上原多香子さんと後藤幸一監督が出席し、舞台あいさつが行われました。両映画館とも盛況で、大変喜んでおります。

また、舞台あいさつでは、同映画が「第14回上海国際映画祭」に招待上映されることも報告されました。三朝の風景が国内外で上映されることになり、観光振興に向けて、大いに期待しているところであります。

主演の上原さんからは「この映画には、美しい風景をはじめ、三朝の素晴らしさがたくさん詰まっているので、三朝町を好きになる人が増えると思います。ぜひ町民の皆さんも、素晴らしい町に住んでいることを実感してもらいたいです」というメッセージをいただきました。これから、全国各地の映画館でこの映画が上映されることを楽しみにしているところであります。

次に、町では、鳥取県等と連携し、東日本大震災で被災された地域の避難所に職員を派遣し、復興の支援を行っています。現在までに3名の職員を宮城県石巻市と気仙沼市に派遣し、生活関連物資の配布や清掃等の業務を担当してきました。

今後は、4名の職員を宮城県石巻市と南三陸町に派遣し、被災者の健康相談や税務業務に当たらせることとしています。なお、6月14日には、町総合文化ホールで、派遣職員の報告会と壮行会を開催することとしています。

一方、3月11日に発生した東日本大震災は、春の観光シーズンを目前にした三朝温泉の旅館をはじめ町内の観光業に大きな影響をもたらしました。震災後に旅館組合から受けた報告では、3月12日から4月末までの宿泊予約のキャンセルは、およそ2,300人に達したほか、新たな予約が入ってこないという状況でございました。

さらに、韓国ドラマ「アテナ」の放映によって、順調に伸びていた韓国人旅行者も激減し、4月以降は、新規の予約が全く入らないという状況だったと伺っております。

このようなことから、三朝温泉の3月の宿泊者数は、概算で25,000人で前年同期と比べておよそ9,000人の減少、4月は22,000人でおよそ4,000人の減少となっています。

さらに、日帰り懇親会等の自粛ムードも重なり、飲食等に係る売上額も大幅に減少しており、鳥取県の施策等とも連携して元気な三朝をアピールし、活気を取り戻していきたいと考えております。

続きまして、平成18年から平成22年までの5年間にかけて「三徳山開山千三百年祭」と銘打って、国宝・投入堂をはじめ4棟の国指定文化財のお堂の修復や数多くの記念イベントが行わ

れてきました。そして、4月23日には「三徳山開山千三百年祭 結願法要」が、翌24日には「三徳山御幸行列 三朝温泉大回り」が開催され、私も出席したところです。

貴重な文化財の大がかりな修復工事を滞りなく終え、改めて三徳山が、世界に誇ることができる素晴らしい遺産であることを再認識するとともに、世界遺産への登録を願い、引き続き、その運動を継続してまいりたいと考えております。

最後に、台風2号から変わった温帯低気圧が5月29日から30日にかけて日本列島を襲い、本町では、多い所で、260ミリの降水量が観測されました。この大雨により河川が増水し、天神川及び三徳川で、水防団が待機しなければならない水位に到達しました。

この大雨により、太郎田の民家で床下浸水が1件発生したほか、加谷では土石流が起き、国道179号が一時通行止になりました。また、県道、町道、林道、そして農道などの法面や路肩等が一部崩落したところもありました。また、福本地内の農業用水路が落石により通水ができなくなりました。これらの被害に対しては、維持修繕工事で早急に対応することとしています。

以上、行政報告といたします。

日程第5 陳情の委員会付託

○議長（牧田 武文君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第2号、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書採択の陳情、この陳情は、産業民生常任委員会に付託いたします。陳情第3号、中学校で使用する新しい教科書の採択に関する陳情、陳情第4号、町の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する陳情、この2件の陳情は、総務教育常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第46号 から 日程第12 議案第52号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第12までの7件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第6から日程第12まで、すなわち議案第46号から議案第52号までの7件の議案を一括議題とすることといたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第46号の平成23年度三朝町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正予算では、当初予算段階で事業が確定していなかったもの、並びに、当初予算から、国・県の事業との連携を図って見直しを行ったものを中心に措置しております。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、総務費・企画費では、鳥取県が台湾台中市で、鳥取県の観光宣伝イベントの実施を予定していることから、本町でもその実施に併せて、訪問団を派遣する経費を計上しております。

今回の訪台は、台中市石岡区を訪問し、石岡区との交流促進協定に基づいた具体的な交流事業の実施に向けて、首長レベルの協議を行うとともに、台中市でのイベント等に参加することにより三朝温泉の知名度の向上を図ることで、台湾からの観光客の誘致につなげていこうとするものであります。

続きまして、防災諸費では、防災行政無線の年間を通じた保守業務に係る委託費を新たに計上しております。従来から防災行政無線は、定期点検を年1回行ってきたところですが、去る5月16日、中継局の機器故障により、防災行政無線が一時的に機能しないという事態を招きました。このようなことはあってはならないことですので、今後、仮にこのような故障が発生した場合でも、早急な対応が可能になるよう万全の措置を講ずることが必要であると判断し、年間を通じて保守業務を専門の事業者へ委託することとして、所要の経費を新たに措置したものでございます。

また、本町の防災行政無線は、昭和60年10月に、農村情報連絡施設として開局しましたが、開局以来、およそ25年が経過し、機器は老朽化しております。

また、近年の大規模災害の発生を教訓として、防災行政無線には、これまで以上に多様化、高度化する通信ニーズへの対応が要求され、総務省が中心となって、通信システムの高度化と周波数の有効利用を目指すデジタル方式へ改善を進めております。

このため、町民の生活の安全を守る上での重要な情報伝達手段を安定的に確保するためには、防災行政無線を早期にデジタル化に改善することが重要であり、デジタル化改修事業をスタートするための関係費用を新たに計上しているところでございます。

本年3月に発生しました東日本大震災は、三朝温泉にとりましても、長引く景気の低迷に追い打ちをかけるがごとく、旅館の宿泊キャンセルが相次ぐなど、観光客の入込みにも大きく影響が出ております。鳥取県においても、東日本大震災の影響を踏まえ、観光情報発信や誘客促進のた

めの様々な施策を展開されていますが、本町では、新たにインターネットを活用した観光情報宣伝事業を実施することとし、観光費に、関係費用を措置しております。

農業費では、これまで、農地・水・環境保全向上対策等により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取り組みが進められてきたところですが、農業用排水路等の老朽化が進む中、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修等を効率的に行う仕組みが、新たに「農地・水保全管理支払交付金」として構築されました。このため、各集落から井出等の管理について、現状の聞き取りを行いましたところ、交付金により長寿命化事業が行えることに、大きな関心と期待が得られたことから、本年度から「農地・水保全管理支払交付金事業」を実施することとし、関係費用を新たに措置しております。

以上が、歳出の主な概要でございますが、歳入につきましては、それぞれ事務・事業に見合う県支出金等を予定し、併せて、所要の一般財源の調整を財政調整基金からの繰り入れを用いまして予算措置しておるところでございます。

これによりまして、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ2,909万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を、42億7,811万7,000円としております。

続きまして、議案第47号、三朝町税条例の一部改正につきましては、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため行われた地方税法の一部改正に基づき、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第48号、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定につきましては、三朝町が過疎地域に指定され、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、町内の製造業や旅館業等を営む法人や個人が、一定の要件の設備を新設又は増設した場合は、同施設にかかる固定資産税を3年間に限り課税免除することができることになったため、その内容をこの条例で規定しようとするものであります。

議案第49号、三朝町公共下水道条例の一部改正につきましては、この条例の条文の中にある機関の名称が変更となったため、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第50号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきましては、町が管理する山田の町営墓地の裏山の竹が豪雪によって折れ曲がり、墓地内の相手方の墓石を損壊した事故について、和解し、損害額を賠償するため、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決をいたadaこうとするものであります。

議案第51号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地債を活用して施設整備をしようとするものについては、この計画を定めておかなければならないことになっており、

平成２２年度で５年間の計画期間が満了したことから、本議会の議決をいただいて、平成２３年度を初年度とする向こう５年間の計画を定めようとするものでございます。

議案第５２号、定住自立圏形成協定の変更につきましては、三朝町と倉吉市の間で平成２２年３月３１日に締結した定住自立圏の形成に関する協定に、新たに「医療」の政策分野の「救急医療体制の充実」の取組内容を追加することとしたため、本議会の議決をいただこうとするものでございます。

以上７件の議案について、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、議案の順序により細部説明を求めます。議案第４６号、平成２３年度三朝町一般会計補正予算（第２号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第４６号、平成２３年度三朝町一般会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

今期補正予算では、歳入歳出に、それぞれ２，９０９万８，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ４２億７，８１１万７，０００円とするものでございます。

３ページをごらんいただきたいと思います。債務負担行為の補正でございますが、追加につきましては、平成２３年度予算化しておりました「三朝町新卒者雇用奨励事業」につきまして、採用した月から起算して１２か月間、奨励金を助成できるよう補助制度としましたので、これの交付決定が可能になるよう債務負担行為を新たに追加したものでございます。変更につきましては、固定資産税の算定に係る家屋全棟調査業務について、当初予算において債務負担行為を承認いただいていたのですが、この度、契約が整いましたので、限度額について明記したものでございます。

歳入につきましては、５ページに県支出金、諸収入の補正額を掲げておりますが、それぞれ歳出事業に係るものでございます。これらの事業に要する特別財源以外の財源としましては、財政調整基金からの繰り入れを行うこととしたものでございます。

歳出につきましては、６ページからごらんいただきたいと思います。

中ほどの、企画費のe-misasaエリアネットワーク管理費は、県道改良事業に伴う移設及び修繕料について、補正予算を計上したものでございます。

続いて、諸費、集落公民館建設等補助金につきましては、４集落からありました、公民館改修、空調及び集落放送設備費改修について、集落活性化補助金交付要綱に基づき交付することとしたので関係補助金を措置したものでございます。

防災諸費につきましては、先ほどの町長の提案説明にもありましたが、防災行政無線の通年保守委託費及び防災行政無線のデジタル化改修に係る初期経費を追加計上したものでございます。

7 ページ、老人福祉費の介護施設開設支援事業につきましては、町内に新たに2つの認知症高齢者グループホームが開設される運びになりましたが、施設の円滑な開設のため、開設準備に係る経費の助成が「鳥取県施設開設支援補助金」を財源として行うことが可能となりましたので、これに基づき施設の開設支援を行うこととし、所要の額を措置したものでございます。

中ほどの、児童福祉費、安心こども基金特別対策事業につきましては、県の基金を用いまして放課後児童クラブの図書の実、施設の改善などが行えることが決定しましたので関係費用を計上していますが、これに併せてフレンドリー自治体整備促進事業を、本事業に組み換えすることとしたので予算を調整しております。

下段の町営墓地管理特別経費につきましては、議案第50号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の決定についてに係るもので、町営墓地の管理不備による損害賠償について和解の準備が整いましたので、これに要する費用を計上したものでございます。

8 ページ、農業振興費、農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、農業用排水路等の老朽化が進む中、地域においてこれらの施設の長寿命化のための補修等を効率的に行う仕組みが、新たに「農地・水保全管理支払交付金」として構築されまして、水田10a当たり4,400円が交付されることになりましたので、これの町交付分、4分の1の額、1,100円を、町内の予定面積3,063aについて、交付金を交付することとし、推進事務費を含め、関係費用を予算化したものでございます。

中ほどの観光費、東日本大震災による観光客減少緊急対策事業につきましては、町長の行政報告でも申し上げましたが、三朝温泉の宿泊者数や飲食に関連する売上も大きく減少していることなどから、鳥取県と連携しまして元気な三朝温泉をPRすることにより、より一層の効果を上げたいとするもので、今回の補正予算では、インターネットを活用した情報発信を計画し所要の額を計上したところでございます。

下段の、災害対策費、災害対策特別経費につきましては、防災備蓄品の補充に要する費用を計上したものでございます。3月11日に発生しました東日本大震災には町民の方々にご協力をいただき、多くの被災者支援物資を送ったところですが、このほかに、本町が備蓄しておりました県と市町村の連携備蓄品も送ったところでございます。このため、現在の本町の災害支援物資の備蓄が、県と市町村の連携備蓄数量に大きく下回りましたので、備蓄目標数量まで補充することとしたものでございます。

9 ページ、教育総務費、とっとり学力向上支援事業につきましては、平成 23 年度予定事業としておりました「とっとり学力向上支援プロジェクト交付金事業」の、県の事業認定がありましたので、当初予定しておりました事業費の増額分について予算措置したものでございます。

中学校費、通級指導教室事業につきましては、本年度から中学校に在籍する生徒の内、発達障害等と診断された生徒等について、個別に、週 1、2 回程度の学習指導を行う、通級指導教室を開設する運びとなりましたので、これに要する学習備品等について予算計上したものでございます。

下段の、図書館費、図書館一般管理費につきましては、平成 22 年度に計上しました、国の経済対策に基づく「地域活性化・住民に光をそそぐ交付金」を用いまして「図書館システム」を新たに導入することしておりますが、システムの概要等が決定しましたので、これの安定的な稼働を行う上で必要となる機器の保守経費を計上したものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございますが、これらにより不足が見込まれる一般財源 1,385 万 9,000 円は、歳入予算の説明で申し上げましたように、財政調整基金からの繰り入れの増額で調整しております。

以上が、平成 23 年度三朝町一般会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 47 号、三朝町税条例の一部改正について、議案第 48 号、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定について、石原税務課長。

○税務課長（石原 伸二君） 議案第 47 号、三朝町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国において地方税法の一部改正されたことに伴い、税条例の一部改正を行うものでございます。

1 点目は東日本大震災に係る町民税の雑損控除についてでございます。通常平成 23 年 3 月 11 日に発生した震災は平成 24 年 2 月からの確定申告等で精算控除されるものですが、今回の改正では特例として、平成 22 年中の所得金額から所得控除として納税義務者の判断により出来ることとなっています。

次に、東日本大震災により、住宅借入金等特別控除を受けていた住宅に、居住できなくなった場合、住宅借入金等特別控除の残りの期間について、控除を受けることが出来るようにするものでございます。なお、入居の適用年によって異なりますが、住宅借入金等年末残高により所得税の税額控除があり、引ききれない場合は町民税から税額控除されるものでございます。以上細部

説明とさせていただきます。

次に、議案第 48 号、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の設定について御説明申し上げます。

今回の設定は、平成 22 年度において過疎地域自立促進特別措置法の改正により、三朝町が過疎地域に指定されたことに伴い、固定資産税の課税免除に関する税条例の一部設定を行うものとなります。

平成 22 年 4 月 1 日に三朝町が過疎法に定める過疎地域に指定されました。過疎地域に指定された場合、製造業・旅館業等で設備の新設増設をした個人法人において、雇用の増大に寄与した場合、特別償却を行うことができることとなっています。

新增設の合計取得価格が 2,700 万円以上の特別償却の設備に該当すれば、地方税法に定める固定資産税の課税免除が適用され、減収分については補填されることとなっております。

固定資産税の課税免除期間は、最初から 3 年間で特別償却設備部分に限られます。また、三朝町工場設置奨励条例に該当する場合はこの条例は適用しないこととしております。

関連でございますが、三朝町工場設置奨励条例の一部改正でございます。三朝町工場設置奨励条例で、工場を新設し又は増設した者において、要件に該当した場合、奨励金を交付することとなっておりますが、一部改正として、三朝町過疎地域における固定資産税の課税免除対象者は除くを加え重複しないこととしています。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 49 号、三朝町公共下水道条例の一部改正について、岩山建設水道課長。

○建設水道課長（岩山 靖尚君） 議案第 49 号、三朝町公共下水道条例の一部改正について御説明いたします。

この条例の条文にある機関の名称が「日本下水道協会鳥取県支部」から「鳥取県下水道協会」に変更となったため、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 50 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、山根町民課長。

○町民課長（山根 猛昭君） 議案第 50 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について御説明いたします。

昨年末からの豪雪により、町が管理する町営山田墓地の裏山に植生している竹が折れ曲がり、

個人所有の墓石等を損壊したことにつきまして、損害賠償し和解したいとするもので、和解及び損害賠償の相手方は、倉吉市在住の個人で、墓地管理に不備があったとし、損害賠償額 5 5 9 , 6 5 0 円を支払いし、和解したいとするものです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 5 1 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第 5 2 号、定住自立圏形成協定の変更について、松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦 弘幸君） 議案第 5 1 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について御説明いたします。

この計画は、平成 2 3 年度から 2 7 年度までの向こう 5 年間の計画を定めるものでありますが、本町が過疎地域の指定を受けたことで、辺地の要件が変わり、対象となる地域が、これまでの 1 0 区域から 8 区域に変更になっております。

議案書の次ページ以降に総合整備計画書を、添付しておりますし、議案説明資料には、事業計画及び地域概要図を添付しておりますので ごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案第 5 2 号、定住自立圏形成協定の変更について御説明します。これは、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するもので、救急医療体制の充実を追加し、協定を締結するものであります。協定の内容は、議案書 2 ページに説明しておりますが、初期救急医療体制、2 次救急医療体制を維持し確保するための運営及び施設整備などに対し支援を行うものであります。なお、協定書の本文は、議案説明資料をごらんください。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前 1 0 時 4 2 分散会
